

藤沢市アートスペース運営協議会委員の委嘱について
次の者を藤沢市アートスペース運営協議会委員に委嘱する。

2015年（平成27年）8月19日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田 早苗

1 氏名等

氏名	生年月日	住所	選出 区分	新任 再任 の別	備考
おさだ さちお 長田 祥男			市民 代表	新任	藤沢市文化 団体連合会 会長
おがわ みのる 小川 稔			学識 経験者	新任	茅ヶ崎市 美術館館長
いけだ じゅんこ 池田 純子			画廊 関係者	新任	湘南 くじら館
なかの ひとし 中野 仁詞			美術 関係者	新任	神奈川芸術 文化財団学 芸員
いわぶち ていや 岩渕 貞哉			美術 関係者	新任	美術出版社
いとう やすお 伊藤 裕夫			学識 経験者	新任	日本文化 政策学会 会長

氏 名	生年月日	住 所	選出 区分	新任 再任 の別	備 考
かさほら えみこ 笠原 恵実子			芸術家	新任	多摩美術大 学彫刻学科 教授

2 任期

2015年（平成27年）8月20日から2017年（平成29年）8月19日まで

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市アートスペース条例第15条の規定により新たに委員を委嘱する必要がある。

参 考

藤沢市アートスペース条例 抜粋

（藤沢市アートスペース運営協議会）

第15条 アートスペースの運営及び管理について諮問するため、教育委員会の附属機関として藤沢市アートスペース運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、藤沢市アートスペース運営協議会委員（以下「委員」という。）7人以内をもって組織する。
- 3 委員は、教育委員会が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。